住所　東京都江東区大島６丁目１番１―914号
劉頑　昭和54年６月24日生
張晶　昭和55年９月５日生
住所　東京都荒川区西日暮里４丁目21番４―801号
吳龍吉　昭和62年４月28日生
住所　東京都墨田区業平１丁目９番10―504号
吳良美　昭和58年２月５日生
住所　滋賀県大津市大石中５丁目３番１号
崔伸吾　昭和47年３月９日生
住所　滋賀県大津市本堅田１丁目４番18号
金倫明　昭和34年11月６日生
金洋子　昭和37年５月25日生
金成美　平成４年11月17日生
金大成　平成７年12月26日生
住所　滋賀県草津市南笠東１丁目12番27―209号
文基守　昭和42年７月10日生
禹貞順　昭和47年11月25日生
文真佑　平成７年２月23日生
文侑哉　平成10年８月４日生
住所　福岡市東区香住ヶ丘４丁目31番35―708号
胡大新　昭和53年10月26日生
胡瀟　平成24年４月５日生
住所　福岡市博多区西春町１丁目２番９―207号
李佳代子　昭和50年12月７日生
住所　佐賀市大財４丁目３番46号
鄭文子　昭和22年11月19日生
住所　山口県下関市川中豊町３丁目１番８号
金誠元　昭和27年12月３日生
宋根淑　昭和27年10月13日生
住所　神戸市中央区北長狭通７丁目２番６―902号
鄭輝　昭和59年５月２日生
住所　神戸市中央区熊内町３丁目３番22号
權明守　昭和14年11月13日生
權有希　昭和47年６月15日生
住所　神戸市北区上津台２丁目23番３号
丁孝幸　昭和59年８月13日生
住所　神戸市中央区東川崎町１丁目３番９―507号
金洋子　昭和37年２月27日生
住所　神戸市長田区大橋町９丁目１番19―406号
宋綾子　昭和33年６月19日生
住所　兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目16番７号
朴英美　平成元年９月25日生
住所　兵庫県宝塚市清荒神１丁目５番１号
金匡視子　昭和49年６月12日生
住所　兵庫県宝塚市末成町17番７号
朴忠嗣　昭和55年９月７日生
住所　兵庫県三田市武庫が丘５丁目１番地
李理惠　昭和56年３月12日生
住所　兵庫県川西市滝山町６番11―406号
金綾子　昭和49年10月12日生
住所　兵庫県三田市ゆりのき台１丁目２番地１
馬英行　昭和45年10月７日生
住所　兵庫県川辺郡猪名川町白金１丁目113番地15
玄昌實　昭和41年10月６日生
住所　兵庫県明石市大久保町高丘４丁目３番地17
王小梅　昭和57年５月28日生
住所　兵庫県姫路市駅前町240番地
朴泰成　昭和39年11月10日生

○外務省告示第二百三十二号

平成二十四年六月十五日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億千四百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　丸尾眞在キルギス大使
キルギス側　アキルベク・ジャパロフ財務大臣

平成二十四年七月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百三十三号

平成二十四年六月十七日にダッカで、食糧備蓄能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧備蓄能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十一億五千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　佐渡島志郎在バングラデシュ大使
バングラデシュ側　イクバル・マームード財務省経済関係局上級次官

平成二十四年七月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百三十四号

平成二十四年六月十七日にダッカで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億二百万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　佐渡島志郎在バングラデシュ大使
バングラデシュ側　イクバル・マームード財務省経済関係局上級次官

平成二十四年七月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百三十五号

平成二十四年六月十八日にラパスで、ベニ県及びパンド県村落地域飲料水供給計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がボリビア多民族国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ベニ県及びパンド県村落地域飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　五億六千六百万円
3　贈与の供与期限　平成二十八年六月三十日まで
4　署名者
日　本　側　渡邉利夫在ボリビア大使
ボリビア側　ダビッド・チョケワンカ・セスペデス外務大臣

平成二十四年七月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百三十六号

平成二十四年六月二十四日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「独立選挙委員会能力強化支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　独立選挙委員会能力強化支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　七億八百万円
3　署名者
日　本　側　髙橋礼一郎在アフガニスタン大使
国際連合開発計画側　アルバーロ・ロドリゲス在アフガニスタン事務所長

平成二十四年七月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○国税庁告示第二十六号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月五日

国税庁長官　川北　力

熊本国税局の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、大船渡税務署の項中「字上館下七番地二十二」を「字宇津野沢八番地一」に改め、築館税務署の項中「伊豆三丁目一番十号」を「薬師二丁目二番一号」に改め、米沢税務署の項中「九号」を「五号」に改め、須賀川税務署の項中「九十六番地」を「五十九番地の二十五」に改め、甲府税務署の項中「十一番六号」を「一番十八号」に改め、大津税務署の項中「中央四丁目六番五十五号」を「京町三丁目一番一号」に改め、若松税務署の項中「白山一丁目二番三号」を「本町一丁目十四番十二号」に改め、熊本西税務署の項中「熊本市」を「熊本市中央区」に改め、熊本東税務署の項中「熊本市」を「熊本市東区」に改める。

○農林水産省告示第千六百二十七号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正したので、同条第二項の規定に基づき、施行期日を平成二十四年八月四日と定め、公示する。

平成二十四年七月五日

農林水産大臣　郡司　彰

第一の十一の㈠を次のように改める。

㈠　種　類

普通そば　だったんそば　種子そば